

【電気工事業法の質疑応答事例】

Q1 電気工事業法の適用を受ける電気工事の範囲は？

A1 次の適用を受けることとなります。

○ 電気工事業法

電気工事士法の「電気工事」と同様である。

ただし、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事は除く（この場合でも電気工事業の登録・届出が不要であるだけで、電気工事士が従事する必要はある）。

※ 「家庭用電気機械器具」とは、ラジオ受信機、テレビジョン受信機、扇風機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気こんろ、電子レンジ、電気アイロン、電気ストーブ、電気こたつ、電気スタンド、白熱電灯、放電灯（安定器又は変圧器が別置されるものを除く）、その他これらに類する電気機器であって主として家庭で使用されるもの。ただし、電圧200V以上で使用する電気機器は除かれる。

Q2 一般用電気工作物と自家用電気工作物の違いはなんですか？

A2 一般用電気工作物は、低圧で受電契約している建築物（600V以下）に設置してある電気設備（配線、コンセントなど）すべてを称して「一般用電気工作物」といいます。

なお、太陽光発電設備は50kW未満であれば一般用電気工作物として取扱いができることとなっています。

自家用電気工作物とは、一般用電気工作物以外の受電契約により設置してある電気設備（配線、コンセントなど）すべてを称して「自家用電気工作物」といいます。

建築物が一般用電気工作物か自家用電気工作物かの判断が難しい場合は、電力会社との契約において、確認ができます。

なお、自家用電気工作物には、太陽光発電設備で50kW以上の規模が導入されれば、自家用電気工作物となりますのでご注意ください。

このことから、対象となる建築物が一般用電気工作物か自家用電気工作物かにより電気工事ができる資格が異なりますので契約内容をよく確認しなければなりません。

Q3 電気工事士の資格と従事できる範囲は？

A3 次の種類により工事できる範囲が異なります。

○ 第一種電気工事士

一般用電気工作物又は自家用電気工作物（最大電力500kw未満の需要設備に限る）。

最大電力500kw以上の自家用電気工作物は、電気主任技術者の監督のもとであれば資格は不要（逆に、最大電力500kw未満の自家用電気工作物は第一種電気工事士の資格がないと従事できない）。

○ 第二種電気工事士

一般用電気工作物

Q4 電気工事業の登録等が必要な範囲は？

A4 次の区分による

○ 登録電気工事業者

一般用電気工作物又は自家用電気工作物（最大電力500kw未満の需要設備に限る）を設置、変更する工事を業として行う場合には、所管する行政庁への「電気工事業の登録（登録電気工事業

者登録申請書)」が必要。

○みなし登録電気工事業者

建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者については、電気工事業を開始した時には遅滞なく、所管する行政庁への「電気工事業の開始届出（電気工事業開始届出書）」が必要（この場合、「建設業許可の種類」や「許可を受けている営業所」を問わない）。

○通知電気工事業者

自家用電気工作物についてのみ電気工事を行う場合には、電気工事業を開始する10日前までに、所管する行政庁への「電気工事業の開始の通知（電気工事業開始通知書）」が必要。

Q5 建設業の許可を受ければ電気工事業は行えるのか？

A5 建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者については、電気工事業の登録の必要はなく、電気工事業を開始した時に「電気工事業開始届出書」を提出することとされているが、建設業許可で求められている有資格者の要件と電気工事業法の有資格者（主任電気工事士）の要件が異なることから、建設業許可を受けたからといって、電気工事業を行えるわけではなく、直接電気工事を行うためには、あくまでも電気工事業法の規定を充足（例えば主任電気工事士については要件を満たす者を選任しておく）しておかなければならない。

Q6 電気工事に該当する部分は下請に発注し、自らは電気工事に携わることはないが、この場合でも登録等が必要となるか？

A6 電気工事に該当する部分を全て下請に発注し、全く電気工事業を行わない場合には、電気工事業の登録等は不要である。

ただし、一度でも自らが電気工事に該当する作業を行うことがあるのであれば、電気工事業の登録等が必要である。

Q7 登録等の事項に変更が生じたときは？

A7 「登録事項等変更届出書」、「電気工事業に係る変更届出書」又は「通知事項変更」の提出が必要である。

特に、建設業許可を受け、電気工事業の開始届出をしている者（みなし登録電気工事業者）が、建設業許可の更新が成されたときには、必然的に電気工事業の開始届出事項の変更となることから、「電気工事業に係る変更届出書」の提出が必要となることに注意。

Q8 電気工事業の登録等を行うにあたって、備えておかなければならない器具があるが、自家用電気工事の業務を行う営業所に義務付けられている器具の一部には、滅多に使用しない器具もあるが必要か？

A8 自家用電気工事の業務を営む営業所に義務付けられている器具のうち、継電気試験装置及び絶縁耐力試験装置については、必要なときに使用し得る措置が講じられていればよいこととなっており、当該器具については、購入しなくとも、賃貸借契約を締結するなど、必要に応じて借りられるよう環境を整えておけば問題ない。

Q9 法令違反があった場合の罰則はあるのか？

A9 電気工事士法及び電気工事業法ともに罰則規定が設けられている。

○ 電気工事士法

例えば

- 電気工事士無資格であるにもかかわらず、資格が必要となる電気工事に従事した者は、「3ヶ月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金」

○ 電気工事業法

例えば

- 登録、登録後の更新を受けずに電気工事業を営んだ者は、「1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金」
- 不正の手段により登録、登録後の更新を受けた者は、「1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金」
- 電気工事士無資格であるにもかかわらず、資格が必要となる電気工事に従事させた者は、「3ヶ月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金」
- 電気工事業者でない者（登録等がされていない）に登録等が必要となる電気工事業を請け負わせた電気工事業者は、「3ヶ月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金」
- 主任電気工事士を選任しなかった者は、「3万円以下の罰金」
- 備えることを義務付けられている器具を備えていなかった電気工事業者は、「3万円以下の罰金」
- 登録を受け、登録内容に変更が生じたが、届出を行わず業の継続を行った者は、「2万円以下の罰金」
- 建設業の許可を受け、電気工事業を自ら開始するための届出を行わなかった者は、「2万円以下の罰金」